

調達管理番号・案件名

24a00646_全世界(広域)サステナビリティ(気候変動・ジェンダー)の観点から見た公共財政管理に係る情報収集・確認調査(QCBS-ランプサム型)

質問と回答は以下のとおりです。

2024年10月9日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	9	第2条 調査の目的と範囲 (2)範囲	現地調査候補先に「ASEAN訪問国にはADB本部のあるフィリピンを含む」というようにADBを選定されている意図・背景は何かありますでしょうか？	ADBはアジア債券市場育成イニシアティブ(ABMI)の事務局機能を担うとともに、アジア地域におけるグリーンボンド発行支援を進めています。そのため、第2章第4条(1)調査方針③の観点からADBを設定しています。また、ADBは公共財政管理の観点からも多数プロジェクトを実施しており、サステナビリティ×公共財政管理の観点からの調査も実施いただくことを意図しております。
2	10	第3条 調査実施の留意事項 (4)JICAの既存の公共財政管理分野への支援状況の適切な把握 (5)JICAが実施すべき支援の現実的な方向性の提案 第4条 調査の内容 (1)調査方針 ④JICAの公共財政管理支援の現状・強みの整理	「JICAの既存の公共財政管理分野の支援」について、機構の支援対象スキームは、主に技術協力とすることよろしいでしょうか？	ご理解の通り技術協力を主な対象として設定しております。他方で、JICA支援の方向性として、資金協力・民間連携事業を含めた技術協力以外のスキームに基づく提案を行うことを排除するものではありません。
3	10	第3条 調査実施の留意事項 (2)調査対象とする開発パートナーの選定	貴機構はG7各国の開発金融機関との協調も強化していると理解していますが、「第3条 調査実施の留意事項 (2)調査対象とする開発パートナーの選定」において、調査対象として想定されている二国間開発パートナーを、米・仏・独に限定している背景は何かありますでしょうか？(例えば、イギリスやカナダの機関を除いている点)	公共財政管理分野の支援を複数行っている主たる二国間開発パートナーとして米・仏・独を調査対象として設定しておりますが、調査対象として英・加がより適切であると判断される場合には、プロポーザルにてご提案願います。
4	11	第4条 調査の内容 (1)調査方針の②	「収集事例については、公共投資管理分野及び税務分野の支援を必ず含める」と記述されていますが、この税務分野における支援事例は、あくまでもサステナビリティ(気候変動・ジェンダー)に配慮した施策に限定するものであり、一般的な税収基盤の拡大(例えば、Informality問題の解消)は対象外という理解で宜しいでしょうか？	ご理解の通り、収集事例についてはサステナビリティ(気候変動・ジェンダー)に配慮した事例を対象としております。
5	11	第4条 調査の内容 (1)調査方針の③	サステナブルファイナンス(特にソブリン債)に関して、調査対象がASEAN地域に限定されているようにも見受けられるのですが、ASEAN以外の地域における貴機構支援国も調査対象に含めることを排除している訳ではないという理解で宜しいでしょうか？	ご理解の通り、ASEAN地域以外のODA対象国を排除するものではありません。他方で、ASEAN地域は必ず含めていただく必要がございます。

6	12	第5条 報告書等	業務計画書および最終報告書は、電子データ形態で提出するだけで、印刷物を提出する必要はないという理解でよろしいでしょうか？ 印刷物を提出する必要がある場合は、それぞれの提出部数と印刷形態(簡易製本あるいは「ガイドライン」に沿った製本等)をご教示下さい。	本業務の報告書は電子データでの提出を求めており、印刷物の提出は求めておりません。他方で、電子データによる提出であっても、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に則った作成をお願いいたします。
7	15	第3章 1-(3) 業務従事予定者の経験、能力	業務従事者の構成に求められている専門分野が「公共財政管理、サステナブルファイナンス、気候変動、ジェンダー」と幅広いですが、その中から、業務主任者が持つことを期待されている専門分野をご教示ください	業務主任者の専門分野は応札者の提案事項となっておりますので、プロポーザルにてご提案ください。
8	15	1. プロポーザルに記載されるべき事項 (3)業務従事予定者の経験、能力 2)業務経験分野等 【業務主任者(業務主任者/〇〇)格付の目安(2号)】 ①対象国及び類似地域:米国または欧州地域	本調査は全世界(広域)を対象としているようですが、業務主任者の対象国が全世界ではなく米国または欧州地域とされる理由をご教示ください。	第3章1.(3)2【業務主任者】①対象国及び類似地域を「米国または欧州地域」から「全世界」に変更します。 当初設定した背景としては、主たる二国間開発パートナーの本部との関係を有しているかを判断するために米国または欧州地域としておりましたが、実際のプロジェクトを運営する中で、米国または欧州地域に本部を有さない他国の二国間開発パートナーとの関係性を有することもありますので、「全世界」へと変更いたします。
9	16	第3章 2-(2) 業務量目途	現地渡航が想定されている国・地方の内、特に欧州・米国に関しては、渡航せずとも、オンラインでのヒアリングにより十分な情報が得られる可能性があります。そのため、ランプサム契約ということを考慮し、効率化・費用削減のために渡航回数を削減することは評価されるでしょうか。それとも、現地渡航は必須でしょうか	オンラインのヒアリングにより十分な情報を得られるのであれば、現地渡航を行わない形でご提案いただいて問題ありません。その場合には、どのような体制でオンラインヒアリングを行い現地調査の代替しうるのか、オンラインヒアリングで調査目的が達成しうる根拠が明確にわかるよう具体的にご提案ください。
10	16	第3章 (3)業務従事予定者の経験、能力 2)業務経験分野等	業務主任者の業務経験地域は「米国または欧州地域」となっており、これまでの貴機構の途上国における公共財政管理分野での経験が評価されにくい記載となっています。既存の公共財政管理分野での経験は業務主任者の経験として重視しないということでしょうか。	上記質問8. の回答に記載の通り、第3章1.(3)2【業務主任者】①対象国及び類似地域を「米国または欧州地域」から「全世界」に変更します。 既存の公共財政管理分野での経験は重視しておりますが、その中でも他の二国間開発パートナーとの関係性を特に重視いたします。

以上